

「行政コスト」削減のための基本計画（厚生労働省）に関する意見

全国社会保険労務士会連合会

I. 対象

1. 社会保険に関する手続
2. 従業員の労務管理に関する手続〔1〕
3. 従業員の労務管理に関する手続〔2〕

II. 意見

1. 総論

行政手続簡素化に必要な大前提

●労働社会保険関係手続の特殊性

労働社会保険の制度は、「適用」、「給付」及び「保険料（徴収）」の三つの側面を持つだけでなく、労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険等といった多岐にわたる制度が個々に運用されている。こういった背景において、個々の制度の目的を維持しつつ、手続の共通要素を見つけ出し簡素化を進めることは、難易度の高い課題ではあるものの、これを実現できれば国民に大きな利便をもたらすものと思料する。

●行政手続簡素化の3原則と課題

行政手続簡素化の3原則として、①行政手続の電子化の徹底（デジタルファーストの原則）、②同じ情報は一度だけの原則（ワンスオンリーの原則）、③書式・様式の統一、が掲げられている。

これら3原則の実現を妨げているものは、電子申請の利便性の低さである。この利便性の低さは、申請する国民だけでなく、これを受理する行政側にも共通している。現状では、紙による申請と電子申請が併用されており、行政側はそのどちらにも対応が迫られ、その結果として、電子申請の処理が遅れ、紙と電子の両方を選択できる国民にとっては、電子申請の利便性の実感が無いことから、使い慣れた紙による申請を選ぶ結果となっている。

●インフラの整備が急務

必要最小限の入力作業で電子申請し、その内容がシステムの中で然るべき振り分けが行われ、個々の労働社会保険制度のデータベースに適切に格納されていく仕組みを構築すること、また、個別の申請者に結果を通知する場合等には、個々の制度のデータベースから当該申請者が必要とするデータを集約し通知する機能を構築すること、これらが完備されれば以上の課題は解決するものとする。現状のシステムの延長線上で解決策を模索するのではなく、制度横断的な一体化したインフラ整備を優先して検討すべきである。

2. 各論

(1) 「API(Application Programming Interface)の活用推進」について

(社会保険手続 P.9)

【意見】

紙の申請においては、不備等があった場合は、原本に修正・補正を行ない手続書類を完成させる余地があるが、電子申請においては、この機能がなく、新たなデータを作成して改めて申請しなければならない。

A P I ソフトによって手続の簡素化を図る方針が示されているが、行政側のシステムに個別の申請データをストックできるポータル機能を構築する等の措置を講じなければ、現行の紙申請で日常的に行われている修正・補正が実装できず、電子申請の利便性を欠いてしまう。

また、企業が自社のコアとなるシステムに A P I ソフトを導入することを躊躇する理由は、セキュリティに対する脅威への心配があるからである。ユーザー側への理解が進む丁寧な説明が必要である。

(2) 「届出様式の統一」及び「ワンストップ受付窓口の設置」について

※新規適用届、適用事業所全喪届、被保険者資格取得届及び被保険者資格喪失届の4手続の統一

(社会保険手続 P.10)

【意見】

手続が電子申請のみに収斂されれば、ワンストップ受付窓口のニーズは想起されないと考えるが、紙申請から電子申請への過渡的措置に関する意見として以下に述べたい。

監督署での手続をすれば全ての手続が完了するものと誤解する事業所も実態として存在するので、これを解消すべく、監督署、ハローワーク及び年金事務所でそれぞれ行うべき手続を一回で完了することは、適用漏れによる労働者の不利益を回避する上でも有効な手段であると考え

る。

ただし、監督署、ハローワーク及び年金事務所の3箇所全てに、提出を要しないケースもある。例えば、労働保険のみ適用され、社会保険が適用されない従業員のみを雇用している事業主等である。こういった労働保険の手続だけを行う場合においても、近くに年金事務所があればそこでの手続も可能にする方針であるのかを確認したい。過去において労働保険と社会保険の徴収一元化の議論があったが、現在のところ手続時期（毎年7月）の統一化は図られたものの、手続そのものの一元化は実

現していない。

また、様式統一の前提として、各手続における共通して必要な情報、又はその制度のみで必要な情報の精査をする必要がある。紙申請においては、最初の受付窓口で情報の仕分けを行うとすると、交通の便が良い窓口に申請が集中し処理が遅延すること等が想定されるので、処理遅延のボトルネック解消を事前に検討しておく必要がある。

ただし、様式の統一化を検討するに際しては、手続ごとの制度内容（差異）を理解するための「手続ガイド」を用意する等、申請者の理解を促す配慮が必要となる。そういった配慮をしたうえで、申請画面での論理的チェックがなされるシステムを組んでいくべきである。

〔ワンストップ化で利便性の上がる手続〕

※契機ごとに整理

- ① 会社の設立（事業所の開始）
 - ・健康保険・厚生年金保険新規適用届（年金事務所）
 - ・雇用保険適用事業所設置届（ハローワーク）
 - ・労働保険保険関係成立届（労働基準監督署）
 - ・適用事業報告（労働基準監督署）
- ② 会社（事業所）に関する変更
 - ・健康保険・厚生年金保険事業所関係変更（訂正）届（年金事務所）
 - ・健康保険・厚生年金保険適用事業所所在地・名称変更（訂正）届（年金事務所）
 - ・雇用保険事業主事業所各種変更届（ハローワーク）
 - ・労働保険名称、所在地等変更届（労働基準監督署）
- ③ 会社の閉鎖（事業終了）
 - ・健康保険・厚生年金保険適用事業所全喪届（年金事務所）
 - ・雇用保険適用事業所廃止届（ハローワーク）

※労働保険の事業廃止は労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書にて手続を行うため統一化はできないと思われる。
- ④ 被保険者資格取得
 - ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届（年金事務所）
 - ・雇用保険被保険者資格取得届（ハローワーク）

※統一様式が出来ても被保険者の適用範囲が異なることから場面に応じた提出先となる。
- ⑤ 被保険者資格喪失届
 - ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届（年金事務所）

- ・雇用保険被保険者資格喪失届（ハローワーク）

※統一様式が出来ても被保険者の適用範囲が異なることから場面に応じた提出先となる。

⑥被保険者及び3号被保険者

ア. 住所変更

（厚生年金と国民年金）

- ・厚生年金保険 被保険者住所変更届
- ・国民年金3号被保険者住所変更届

イ. 氏名変更

（保険者は社会保険と雇用保険・被扶養者は協会けんぽ・3号被保険者は国民年金）

- ・健康保険・厚生年金保険 被保険者氏名変更（訂正）届
- ・雇用保険被保険者氏名変更届
- ・健康保険 被扶養者（異動）届

ウ. 生年月日の訂正

- ・健康保険・厚生年金保険 被保険者生年月日訂正届
- ・雇用保険被保険者資格取得・喪失届訂正・取消願（電子申請にはない）

エ. 性別の変更（訂正）

- ・健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得（訂正・取消）届（電子申請にはない）
- ・雇用保険被保険者資格取得・喪失届訂正・取消願（電子申請にはない）

（3）「一定規模以上の事業所について電子申請を原則とすること」について

※算定基礎届、賞与支払届及び月額変更届

（社会保険手続P.11）

【意見】

一定規模以上の事業所は、健康保険組合加入が想定されるが、現状では、健康保険組合は e-Gov に対応していない。健康保険組合の中には財政面で苦慮されているところもあるので、電子申請対応環境の構築につき優先順位を上げて考えていただけるか不明である。

また、事業所によっては、セキュリティ重視の観点から外部との接続を行わずデータのやり取りができないケースもある。

基本計画では電子申請だけでなく情報を格納した CD・DVD も対象としているが、厚生年金は電子申請、一方、健康保険は CD・DVD での対応と

なると、煩雑さが増してしまう。現状、CD・DVD での手続の場合、当該 CD・DVD への暗号化の処理をし、パスワードは別送という形で、更に、紙の総括票と押印が必要となっており、かなりの作業工数を要する。

電子申請（オンライン）を優先し、CD・DVD の利用は減少させる方向で考えるべきである。

（４）マイナンバー情報連携による手続の廃止について

※被保険者住所変更届、被保険者氏名変更届

（社会保険手続 P.13）

【意見】

被保険者住所変更届及び被保険者氏名変更届廃止の代替としてマイナンバー情報連携を通じた変更が行われるが、当該変更が確実に行われたかの確認方法が不明である。プッシュ式で被保険者証が届くのか、又は、マイナポータルでの確認が出来るようになるのか、方針を明らかにしなければ全体の構造が見えない。

また、手続廃止は、被保険者だけではなく被扶養者・３号被保険者も同時に行わなければ利便性に欠いたものになる。健康保険組合の住所変更・氏名変更も併せて廃止されると利便性の向上に繋がる。

〔マイナンバー情報連携に伴い廃止することで利便性の上がる手続〕

○被保険者及び３号被保険者の住所変更

（厚生年金と国民年金）

- ・厚生年金保険 被保険者住所変更届
- ・国民年金 ３号被保険者住所変更届

○被保険者・被扶養者・３号被保険者の氏名変更

（保険者は社会保険と雇用保険・被扶養者は協会けんぽ・３号は国民年金）

- ・健康保険・厚生年金保険 被保険者氏名変更届
- ・雇用保険被保険者氏名変更届
- ・健康保険 被扶養者（異動）届

○生年月日の訂正

- ・健康保険・厚生年金保険 被保険者生年月日訂正届
- ・雇用保険被保険者資格取得・喪失届訂正・取消願（電子申請にはない）
- ・健康保険 被扶養者（異動）届

○性別の変更（訂正）

- ・健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得（訂正・取消）届（電子申請にはない）
- ・雇用保険被保険者資格取得・喪失届訂正・取消願（電子申請にはない）
- ・健康保険 被扶養者（異動）届
- 被保険者・被扶養者の年齢による得喪
 - 厚生年金・後期高齢者医療制度の得喪
 - ・厚生年金保険 被保険者資格喪失届（70歳喪失）
 - ・健康保険 被保険者資格喪失届（75歳喪失）
- 被扶養者・3号被保険者の収入（所得）確認、雇用保険の受給確認
 - ・健康保険 被扶養者（異動）届
 - ・国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認（3号該当）・資格喪失・死亡・氏名・生年月日・性別変更（訂正）・被扶養者非該当届
- 死亡によるもの
 - ・健康保険・厚生年金保険 被保険者資格喪失届
 - ・雇用保険被保険者資格喪失届（離職票交付を伴わないもの）
 - ・健康保険 被扶養者（異動）届
 - ・国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認（3号該当）・資格喪失・死亡・氏名・生年月日・性別変更（訂正）・被扶養者非該当届

（5）「社会保険労務士が行う手続については、一定の準備期間を設けた上で、原則、電子申請に切り替える」ことについて

※被扶養者異動届

（社会保険手続P.14）

【意見】

健康保険組合に加入の事業所については、現状では、紙で対応せざるを得ない状況にある。

協会けんぽに加入の事業所においても、被保険者に関する手続は被保険者本人が紙に記入して事業所に手交することが一般的であり、事業所又は社労士は、当該届出書をそのまま窓口に提出する流れとなる。事業所又は社労士が電子申請として当該情報を入力する方法もあるが、工数が掛かるうえ入力ミス等のリスクもあり、一方で行政側の処理スピードも紙に比べ早いという実感を得られないので、電子申請が進まない状況にある。

また、紙申請よりも電子申請に利便性があると事業主に意識されるようにならないと、委託を受ける側の社労士は事業主の意向に逆らって電子申請を行うことはできない。

健康保険組合への電子申請ができないこと、及び電子申請の利便性を事業主が実感できていないことが、社労士が紙から電子申請に移行できない大きな理由となっている。「電子申請は紙よりも早く処理される」及び「電子申請以外受け付けない」といった方針が示されない限り、この問題の解決は難しいと思われる。

(6) 健康保険証発行の迅速化について

(社会保険手続 P.15)

【意見】

基本計画において、「日本年金機構の事務処理を最大迅速化して標準処理時間の半分程度にする取組みをする」との対策が示されているが、日本年金機構においては事務センター集約化が進んでおり、広域事務センターでの大量一括処理による事務効率化を図ることが窺える。

しかしながら、この弊害として、同時に申請した被保険者本人と扶養家族の健康保険証の発行タイミングがずれる現象が起きている。

また、申請先窓口とは違う他県で事務処理が行われるので、地元年金事務所においては照会に対応できなくなっている。

大都市部を抱える事務センターでは、手続き時間が大幅に掛かっている。大都市圏は大規模事業所が多く、被保険者数も多く、異動も多いので、定期的な手続（算定・賞与・月変）なども必然的に多くなるのだが、これに対応できる事務処理体制になっていないのが現状のようである。毎年繁忙期において処理時間が長くなっているが、そもそも、現状の電子申請の件数が、全国レベルで、前年比 1.5 倍程度の申請件数であることから、それに対応できる人員の確保が必要である。また、全国レベルで 1.5 倍であるので、大都市圏ではそれ以上の倍率での申請件数の伸びが予測される。それに応じた人員の確保が望まれる。

健康保険証の発行遅延は、電子申請利用促進の大きな妨げとなっていることから、手続の迅速化は鋭意進めていただきたいが、それによる弊害が生じない方策が望まれる。

(7) 健保組合への電子申請導入について

(社会保険手続 P.16)

【意見】

健康保険組合への電子申請を可能とすることは、電子申請利用促進の重要な施策となると思料する。早期に共通の e-Gov 接続プラットフォームを確立しなければ各健保組合で独自のシステム開発が進み、共通化のタイミングを逸する恐れがある。

(8) その他

【意見】

- ①基本計画においては、雇用保険の手続スピードについて言及されていないが、繁忙期の処理が遅れる等、健康保険・年金と同様の問題を抱えている。
- ②行政のシステム改修には利用者側も設計時点から携わらなければ、利用者にとって扱いづらいシステムとなり、不便なことを理由に電子申請から離れてしまう。
- ③日本年金機構広域事務センターのマニュアル通りの対応（不備があれば全て返戻）と雇用保険の集中化センターの柔軟性のある対応の差について、どちらの対応が結果的に処理スピードの向上につながっているのか、検証してほしい。
- ④デジタルデータである電子申請の特徴を活かし、定型的なものは事務処理の自動チェックを行うなど、受理側の処理時間コスト短縮を目指し、人員配置の最適化を図るべきである。また、当該デジタルデータの二次利用を視野に入れたシステム設計が望まれる。